

FP Topics = 知っておきたい相続知識 = 2019年2月号

★相続人の確定

1月号では、相続の基本的な考え方や、相続開始後の手続き等を時系列で簡単に解説しました。遺言書については、相続法改正が入っておりますので、自筆証書遺言については、より使いやすくなったと思います。今月号では誰が相続人になるのか？というところを解説してみたいと思います。

第一順位・・・直系卑属（子や孫など）

配偶者と子が相続人となります。配偶者がいなければ、子だけが相続人となります。また、相続開始前に亡くなった子がいる場合は、その子ども（被相続人からみて孫）が相続人となります。この『代襲相続制度』は下の世代々々へとつながりまます。養子の場合も実子と区別なく相続人となります。ただし、相続税の計算では、実子がいれば1人まで、実子がいない場合は2人までとなっています。生前、または遺言書等で認知された子（非嫡出子）がいる場合のその子も相続人となります。

その相続分は正式な婚姻間の子（嫡出子）と同じとなります。

これは、平成25年9月、最高裁によって『憲法の定める平等原則に違反する』と判断され、同年12月に民法の一部を改正する法律が成立しています。

第二順位・・・直系尊属（父や母など）

被相続人に子がない場合、相続人は第二順位の直系尊属に移ります。被相続人の父母、父母がいない場合は祖父母という具合に上の世代にさかのぼります。

第三順位・・・傍系の血族（兄弟姉妹・甥姪など）

第二順位の人がない場合には、第三順位の兄弟姉妹が相続人となります。相続開始前に亡くなった兄弟姉妹がいれば、代わりにその子供（被相続人の甥・姪）が相続人となりますが第三順位で相続人となれるのは甥・姪までです。

★法定相続人と法定相続分

相続順位	法定相続人と法定相続分		
子がいる場合 (第一順位)		配偶者 × 1/2	 子供 1/2を人数で分けます
子がおらず父母がいる場合 (第二順位)		配偶者 × 2/3	 父母等 1/3を人数で分けます
子と父母がともにおらず、 兄弟がいる場合 (第三順位)		配偶者 × 3/4	 兄弟姉妹 1/4を人数で分けます

★法定相続分の補足事項

法定相続分とは、民法で定められた相続割合であり、必ず法定相続分で遺産の分割をしなければならないわけではありません。ただし法定相続分は、相続税額を求めるときや、相続人同士の話し合いで合意しない場合の法律上の目安となります。

相続人を確定するには、まず亡くなった家族(被相続人)の生まれてから亡くなるまでの戸籍謄本(原戸籍)を取り寄せる必要があります。前の結婚でもうけた子供や、家族も知らない認知した子の存在などがないか確認するためです。

被相続人の配偶者は常に相続人になります。ただし、正式な婚姻関係にある配偶者に限り、事実婚や内縁関係では相続人にはなれません。

《遺留分》

遺留分とは、民法で定められている一定の相続人が最低限相続できる財産のことをいいます。亡くなった人の意思を尊重するため、遺言書の内容は優先されるべきものです。しかし、あまりに理不尽な内容の遺言書を作られてしまうと、残された家族は気の毒です。民法では最低限相続できる財産を、遺留分として保証しています。遺留分が保証されている相続人は、配偶者、子供、父母です。法定相続人の第三順位である兄弟姉妹に遺留分はありません。

また、侵害された遺留分を確保するためには、遺言書により財産を相続した人に、「遺留分減殺請求」をする必要があります。さらに、「遺留分減殺請求」の権利は、相続開始、および自分の遺留分が侵害されていることを知った日から1年、あるいはそれを知らなくても相続開始の日から10年を過ぎると、時効で消滅するので注意が必要です。

遺留分として請求できるのは、配偶者や子供が法定相続人にいる場合は相続財産の2分の1、法定相続人が親だけの場合は、相続財産の3分の1になります。**※相続法改正【2019年7月1日施行】**

- ①遺留分を侵害された者は、遺贈や贈与を受けた者に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の請求をすることができます。
- ②遺贈や贈与を受けた者が金銭を直ちに準備することができない場合には、裁判所に対し、支払期限の猶予を求めることができます。

《排除》

排除とは、被相続人に対して虐待や重大な侮辱行為をしたり、顕著な非行がある場合、被相続人が家庭裁判所に申し立てをして、その者の相続権を剥奪することです。ですが、兄弟姉妹を排除することはできません。これは、前出のように兄弟姉妹には遺留分がありませんので、相続させたくない場合には、その旨を遺言しておくことで、兄弟姉妹に財産を相続させないという目的は達成されるため、兄弟姉妹は排除の対象とされていません。

《相続欠格》

相続欠格とは、相続権を持つものであっても、被相続人等を死亡するに至らせようとしたために刑に処された者など、一定の欠格事由に該当すれば、相続権がないものとされます。

～今月の山便り～

今月の山便りは、穂高連峰に聳える屏風岩です。この風景には比較的簡単にアクセスできると思います。上高地～明神池～徳沢園～横尾山荘とほぼ平らな道で梓川のほとりを散策し、横尾山荘からの分岐を左にわけ、穂高連峰に向かう道すがら左手に見えてくる大岸壁です。幸運に恵まれれば、幻の滝をみることもできます。ある一定の条件が整った時にしか見ることができない滝です。私は一度だけ見ることができました。景色を堪能し、もう少し頑張れば、穂高連峰の登山基地“涸沢”へたどりつきます。ある程度の脚力があればトレッキング可能です。涸沢小屋、涸沢ヒュッテと2軒の山小屋もあり、穂高連峰の絶景を眺めながらのビールは最高の贅沢です。紅葉のピーク時などは混雑して大変ですが・・・

